

採用Q&A

採用情報・採用後のキャリア編

Q 総合職試験はどのようなものですか？

A 参議院法制局の総合職試験の内容は、次のとおりです（令和8年実績）。



※政策課題討議試験とは、憲法問題等の法的論点を含む課題について、数人のグループで意見交換を行い、各受験者に自分の考えを発表してもらう試験です。

Q ロースクール(法科大学院)を修了していた方が採用に有利なのでしょうか？

A 採用には、ロースクール(法科大学院)を修了しているかどうかは、一切関係ありません。総合職試験の内容も、学部生に不利にならない内容としています。なお、令和元年以降に新卒採用された職員のうち、約25%がロースクール等の大学院卒、約75%が学部卒となっております。

Q 大学等では、条文の書き方のようなものは勉強しませんでした、大丈夫でしょうか？

A 現職の職員の多くが、学生時代に、条文の書き方や法律案の立案の仕方についての知識があったわけではありません。業務に必要な知識は、入局後に、各種研修、OJTなどを通じて培っていきます。

Q 研修制度にはどのようなものがありますか？

A 入局1年目の職員が受ける主な研修は、下表のとおりです。
入局2年目以降も、参議院事務局主催の英語研修や、国内大学院への派遣研修などを受ける機会が設けられています。

新採用者研修	国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。
法制執務基礎研修	立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。
立案研修	入局3年目までの職員を中心として構成される数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行います。例年、通常国会閉会後、3週間程度の期間で実施されます。



▲ 立案研修の様子

Q 入局後に受けられるサポートとして、どのようなものがありますか？

A 参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、先輩職員が「メンター」となる制度を設けています。
「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的（2週間～1か月に1回程度）に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

Q 出張の機会はありますか？

A 毎年、国内出張を行い、行政の現場を視察したり、地方の実情を調査したりしています。このほか、入局後早い段階から職員を定期的に海外に派遣し、諸外国の法制制度に関する調査研究を行っています。このような調査研究を通じて得られた知見は、議員からの立案依頼に適切に対応するためにいかされています。



海外出張の様子 ▶

勤務条件・ワークライフバランス編

Q 参議院法制局の職員は国家公務員ですか？

A 参議院法制局の職員は、国会職員という特別職の国家公務員です。給料については、中央省庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等であり、初任給として301,200円※（給料+地域手当+業務調整手当）が支給され、その他手当として通勤手当、住居手当（上限28,000円/月）、扶養手当、超過勤務手当、期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）等が支給されます。また、休暇等についても中央省庁の国家公務員と同様に整備されています。

※この額は、令和8年1月1日時点のもので、行政職給料表（一）2級1号給が適用された場合の例です。

Q 転勤はありますか？

A 出向等により一時的に勤務地を異にする場合はありますが、原則として引っ越しを伴う転勤はありません。そのため、長期的なスパンでライフプランを考えることができます。

Q 女性にとって働きやすい職場ですか？

A 参議院法制局では、職員として活躍するに当たって性別は関係なく、女性職員が能力を十分に発揮して活躍することが重要だと考えており、女性であることによる配置や業務の偏りは一切ないのももちろんのこと、妊娠・出産・育児等の状況に応じ不安無く業務を継続できるよう十分に配慮しています。

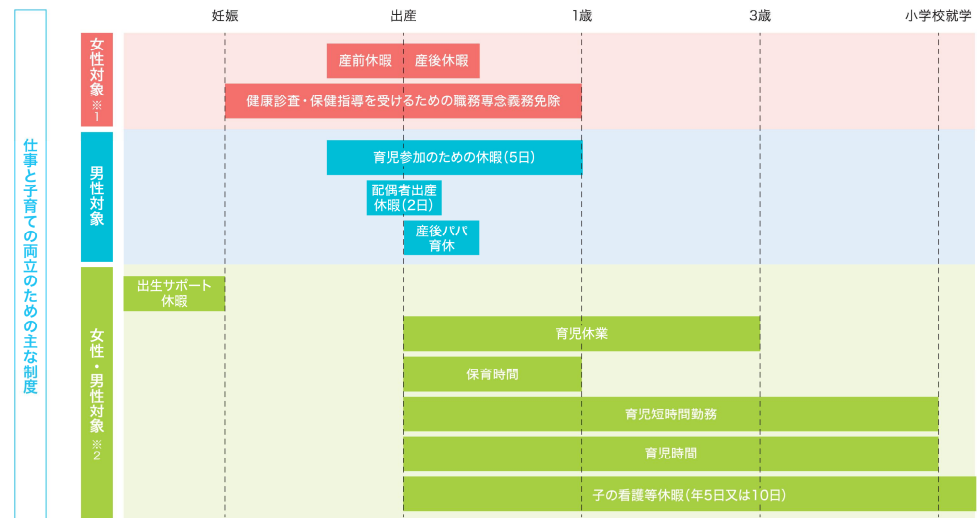
役職別の女性職員割合 (令和7年度)	指定職相当 25.0%	課長相当 35.3%	課長補佐相当 30.8%	係長相当 66.7%
-----------------------	--------------------	-------------------	---------------------	-------------------

Q 残業は多いのでしょうか？

A 国会開会中は、残業が必要になるなど忙しい日もありますが、中央省庁における国会議員からの質疑通告待ちの待機による残業や予算当局からの呼出しに備えるための待機による残業のようなものはほとんどありません。また、閉会中は比較的業務が落ち着いていることが多いため、残業もあまりありません。その期間に長めの休暇を取得し、次国会に向けてリフレッシュする職員も多くなります。

Q 仕事と生活のどちらも大切にできる働き方はできますか？

A 参議院法制局では、中央省庁の国家公務員同様、職員の出産・育児を支える制度（産前休暇・産後休暇、育児休業（子が3歳になるまで）、子の看護等休暇（年5日又は10日）、育児短時間勤務（子が小学校に入学するまで）など）が整備されており、性別にかかわらず、多くの職員がこれらの制度を利用しながら働いています。令和6年度の育児休業取得率は、100%です（令和7年度は、該当者なし）。また、フレックスタイム制やテレワークを導入しており、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。



※1 このほか、休息・補食、通勤緩和のための職務専念義務免除などの制度があります（医師等の指導がある場合）。※2 このほか、フレックスタイム制、早出遅出勤の制度などがあります。